

令和4年度以降の岩国市成人式について

成年年齢が20歳から18歳に引き下げとなる「民法の一部を改正する法律」が令和4年4月1日から施行されます。岩国市では、アンケートや有識者からの意見等を参考に検討を行い、令和4年度以降の成人式の参加対象年齢について、次のとおり決定しました。

1. 参加対象年齢

現行どおり、年度内に20歳を迎える人

【理由】

- ① 対象年齢を18歳とした場合、対象者の大半が高校3年生であり、進学や就職の準備等で本人及び保護者の心理的・経済的な負担が大きい時期と重なり、式典参加が困難となることが見込まれるため
- ② 飲酒や喫煙等の法律上の年齢制限がなくなる20歳をもって式典を開催することで、改めて成人としての自覚を促す機会とするため

2. 開催時期

「成人の日」前日の日曜日（予定）

※ただし、会場の都合により変更の可能性もあるため、公表は従来どおり実施年度の4月に行う

【理由】

- ① 「国民の祝日に関する法律」で「成人の日」は1月の第2月曜日と定められており、お祝いする日として定着している
- ② 3連休の中日であり転出者が帰省して参加がし易いため

3. 行事名称

成年年齢に達してから数年が経過しているため「成人式」という名称は用いず、20歳のお祝いに相応しい名称を今後検討する